

第七条 雇傭者又ハ其ノ代理人ハ労働者ガ労働組合ノ組合員タルノ故ヲ以テ之ヲ解雇スルコトヲ得ズ。

第八条 雇傭者又ハ其ノ代理人ハ労働者ガ労働組合ニ加入セザルコト又ハ組合ヨリ脱退スルコトヲ雇傭条件ト為スコトヲ得ズ。

第九条 労働組合ガ雇傭者又ハ其ノ団体ト賃金ノ時間其ノ他ノ労働条件ニ関シ労働協約ヲ締結シタル場合ニ於テハ協約ノ条項ニ反スル雇傭者及組合員間ノ雇傭契約ハ其ノ違反スル部分ニ限り無効トシ、無効ナル部分ハ協約ノ条項ヲ以テ之ヲ代替ス。

第十条 雇傭者ハ労働者ノ労働組合ニ加入セザルコト又ハ組合ヨリ脱退スルコトヲ請求スルコトヲ得ズ。

第十一条 労働組合ノ役員又ハ組合員ハ労働者ノ労働組合ニ加入シテ監視、訪問、不實同盟、団体の不感又ハ文書ノ頒布若ハ貼布ヲ為シタルノ故ヲ以テ之ヲ罰セラルコトナシ。

第十二条 労働者ノ労働組合ニ加入シテハ官廳ニ対スル届出其ノ手續ヲ入レルヲ要ス。

第十三条 労働組合ノ組合員タル未成年者又ハ有夫ノ女子ハ組合員トシテノ行為ニ関シ法定代理人ノ同意又ハ夫ノ許可ヲ要セス。

第十四条 公務員職權ノ濫用シテ労働者ノ労働組合ニ加入シテ阻止シ若ハ組合ノ脱退ヲ強要シタルトキハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス。

第十五条 第五條ノ規定ニ違反シタルモノハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス。

附則 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

第一章 小作 小作権ノ範圍

第一節 小作権ノ範圍

第一条 本法ニ於テ小作権ト称スルハ永小作権又ハ耕作若ハ牧畜ヲ目的トスル土地ノ賃借権及農業者ガ農業上ニ使用收益スル土地ノ採新地、採草地其他ノ土地ニ並ニ建物其他ノ工作物ノ賃借権ヲ謂フ。

第二条 他人ノ土地ニ於テ耕作又ハ收益ヲナス權利ニシテ永小作権ナリヤ否ヤニ付爭アリタルトキハ永小作権ト推定ス。

第三節 小作権ノ對抗力

第三条 小作権ハ其ノ登記ナキモ小作地ノ引渡シアリタルトキハ兩後共ノ小作地ニ付キ物権ヲ取得シタルモノニ對シテモ其ノ効力ヲ有ス。

第四節 小作権ノ存続期間

第四条 小作権ノ存続期間ハ十年以上五十年以下トス、但シ開墾開拓等ニ因リ短下年限ノ定アル場合ニ於テハ其ノ小作権存続ノ最長期間ハ其ノ年限ノ期間ニ五十年ヲ加ヘタルモノトス。

第五条 地主ガ自己又ハ其ノ家族ニ夫役疾患其他已ム得ザル事由アルニ因リ十年以内ニ自作ハ必要アルトシテ明確ナル場合ニ限り小作者判断ノ判定ヲ以テ十年以下ノ小作権ヲ設定

得ザルモノトス。

第六節 小作権ノ存続期間

第六節 小作権ノ存続期間

第六節 小作権ノ存続期間

第六節 小作権ノ存続期間

第六節 小作権ノ存続期間

第六節 小作権ノ存続期間

第六節 小作権ノ存続期間

第六節 小作権ノ存続期間

第六節 小作権ノ存続期間

第六節 小作権ノ存続期間